

## 奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務仕様書

### 1 業務名

奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務

### 2 業務の目的

県内の大学等における研究の成果を事業化に結びつけ、大学等発スタートアップの創出及び成長を支援することにより、奈良県においてスタートアップ企業が継続的に生み出されていく「スタートアップ・エコシステム」の形成及び県内経済の活性化を図る。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月22日（月）まで

※契約期間内に、下記5（5）の成果報告書の作成・納品まで終えること。

### 4 委託上限額

金 13,495,000 円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

### 5 業務内容

#### （1）奈良県大学等発スタートアップ支援補助金（3頁参照、以下「補助金」という。）に係る交付対象事業の審査選定業務

- ・受託者の大学等発スタートアップ支援に係る経験等を踏まえ、選定に係る手順及び審査基準を策定するとともに、審査に必要な体制を構築すること。
- ・体制の構築にあたっては、審査員に外部有識者等を含めるなど、透明性及び公平性を確保するとともに、審査対象者の利害関係者が審査員となることがないように配慮すること。
- ・選定結果については、選定・不選定理由とともに書面で委託者に報告すること。
- ・上記の内容については、随時委託者と協議すること。

#### （2）補助金交付対象事業者に対する伴走支援業務

- ・補助金交付対象事業者に対して、研究シーズの事業化に向けた技術面や資金・経営面のアドバイス、将来的に大学等発スタートアップとして起業するための意識醸成などの伴走支援を行うこと。
- ・大学等の研究シーズの事業化に精通したメンターを補助金交付対象事業者ごとに1人以上配置し、メンターは支援対象者及び研究シーズを有する教員等と1月に1回以上面談（Webを含む）を行うなど、事業化に向けたアドバイス等きめ細かい支援を行うこと。
- ・受託者が伴走支援に資するネットワークを有する場合は、当該ネットワークを積極的に活用すること。

#### （3）補助金交付対象事業の成果確認業務

補助期間終了後、補助対象事業ごとに成果を確認・分析して取りまとめ、（5）の成果報告書において記載すること。

#### （4）事業全体の適正な管理運営

- ・（1）から（3）までを実施するにあたり、確実かつ効果的に実施する体制を整えるとともに、適切な進捗管理を行うこと。
- ・委託者と1月に1回以上面談（Webを含む）を行い、事業の進捗状況を報告すること。

(5) 成果報告書の作成・納品

・業務終了後、実施結果等について報告するとともに、以下の成果品を提出すること。

① 成果品

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・成果報告書 1部

② 納品形式

・電子データ（Word形式、Excel形式、PowerPoint形式又はPDF形式のデータを提出）

③ 納品場所

奈良県地域創造部

大和平野中央構想・スタートアップ推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎4階

TEL：0742-27-8946

6 その他

- (1) 本業務を受注しようとする者は、別記1「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (2) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打ち合わせを行い、本業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。
- (6) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (7) 本業務委託に基づく制作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じ、別記2「情報セキュリティに係る特記事項」及び別記3「個人情報取扱特記事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (9) 再委託（再々委託も含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (10) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。なお、受託者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、5（1）に掲げる補助金の交付対象事業者となることができない。また、受託者と資本関係（発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）又は人的関係（代表者又は役員がこれらの者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）があると認められる者も同様とする。
- (11) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を利用するものである。受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (12) 受託者は、本業務の経理を明確にするため他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(参考) 奈良県大学等発スタートアップ支援補助金 概要

項目	事業化支援枠	共同研究推進枠
補助期間	交付決定の日から令和9年2月中旬(予定)まで	
対象者	県内大学等に所属する教員、研究者又は学生	共同研究等に該当する事業を実施する者
対象事業	研究成果の事業化に向けた研究、試作品の作成及びその検討に係る事業	県内大学等における研究成果を基にした共同研究等に該当する事業
対象経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等	共同研究に要する費用のうち、人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等に該当する経費
補助件数	7件程度	3件程度
補助金額	上限100万円/件	上限100万円/件
補助率	補助対象経費の10分の10以内	補助対象経費の3分の2以内
伴走支援	あり	
審査項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画が明確か</li> <li>・業務を十分に遂行できるか</li> <li>・研究内容に新規性、独創性があるか</li> <li>・事業化を目的とした研究であるか 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画が明確か</li> <li>・業務を十分に遂行できるか</li> <li>・研究内容に新規性、独創性があるか</li> <li>・共同研究等における成果(知的財産権等)の帰属方針 等</li> </ul>
成果報告書の報告項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の達成状況</li> <li>・事業化に向けた道筋</li> <li>・(研究が失敗した場合) 失敗した理由 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究等の達成状況</li> <li>・事業化に向けた道筋 等</li> </ul>

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

## 記

## (認定・認証制度の適用)

- 第 1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

## (情報へのアクセス範囲等)

- 第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

## (再委託先の情報セキュリティ)

- 第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

## (情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

## (電子メール利用時の遵守事項)

- 第 5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

## (郵便等利用時の遵守事項)

- 第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

## (コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

## (情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## (収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## (複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

## (資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。